

## 浜松市はままつ夢基金事業審査・選考方法

**1 審査**

浜松市市民協働推進委員会（以下「委員会」という。）で行い、その結果に基づき、市が団体の登録や補助金交付予定事業の決定を実施する。ただし、当該事業に応募した市民活動団体の役員となっている者は審査に加わることはできない。

**2 審査・選考方法**

## 団体支援補助事業

団体支援補助事業では、ア：市民活動団体の基金登録の審査と、イ：登録団体からの事業提案についての審査を行う。

ア 市民活動団体の基金登録の審査

市民活動団体の基金登録への審査を、書類選考による第1次審査及び委員会による第2次審査により行う。

## ①第1次審査

- ・提出された書類について、不備がないかを市で審査する。必要に応じ、申請書提出団体へ聞き取り調査等を行う。

## ②第2次審査

- ・審査は、会議に出席する委員により行う。
- ・委員は、申請団体からの説明及び提出書類の内容により登録の可否について審査を行う。
- ・審査の結果、非登録とする場合には、その理由を付すものとする。
- ・委員会での審査結果を踏まえ、市は登録団体を決定する。

## 《登録の要件》

- ・はままつ夢基金補助金交付要綱第4条別表に規定する要件を満たしている団体である。
- ・同要綱第3条第1号の事業を実施することができる団体である。

## はままつ夢基金 市民活動団体の基金登録の審査

### 登録の要件

① 第4条別表に規定する要件を満たしている団体である。

#### 第4条別表

	項目	備考
①	社会貢献活動を行うことを主たる目的とする団体であって、継続性を持っていること。	定款第3条の目的や、会報から認められる。
②	浜松市内に事務所を有し、浜松市内を活動の拠点としていること。	主たる事務所所在地は、浜松市西区入野町である。
③	団体登録申請書の提出時において、継続して1年以上の活動実績があること。	平成23年4月1日に任意団体としてスタートし、平成30年12月3日に法人化した。
④	構成員は10人以上であること。	現在の会員数は、152人である。
⑤	宗教的活動又は政治的活動をしていないこと。	定款、会報から該当する活動は見受けられない
⑥	公の秩序又は善良の風俗を害する活動をしていないこと。	定款、会報から該当する活動は見受けられない
⑦	法令、条例等に違反する活動をしていないこと。	定款、会報から該当する活動は見受けられない
⑧	規約、会則、定款又はこれらに類する書類を有していること。	定款を有している。
⑨	市税の未納がないこと。	

② 第3条第1号の事業（団体支援補助事業）を実施することができる団体である。

### 第3条別表

	項目	備考
①	浜松市内において実施するものであること。	これまでの活動は、市内において実施されている。 【関連】16～17 ページ、20～22 ページ
②	福祉、環境、文化、スポーツ、子どもの健全育成その他の社会貢献に係る分野のものであること。	定款第3条（目的）、第4条（活動の種類）、第5条（事業）から社会貢献に係る分野の事業を実施することが読み取れる。 【関連】8 ページ
③	営利を目的としないものであること。	申請団体は、特定非営利活動法人であり、営利を目的とした事業を実施する団体ではない。
④	市民を主たる対象とするものであること。	本年度の事業や、これまでの事業は、市民を主たる対象として実施している。 【関連】7 ページ、16～17 ページ 20～22 ページ
⑤	団体を構成する者のみを対象とするものでないこと。	シンポジウムや講座等、広く参加者を募って実施している。 【関連】7 ページ

### 【団体支援補助事業 団体提出資料 …資料2】

内容	ページ
浜松市はままつ夢基団体登録申請書	1
登録団体概要書	2～4
当該年度の活動予算書	5～6
当該年度の事業計画書	7
定款	8～14
役員名簿	15
平成30年度事業報告	16～17
平成30年度活動計算書、財産目録	18～19
平成29年度事業報告	20～22
平成29年度収支決算報告	23